

# 大分県報

令和六年  
号外（一九）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

規 則	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	一
	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	二
	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	二
	指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	三
	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	五
	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	六
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止……………	七
	指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	七
	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	九
	指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	一〇
	指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	二
	障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	二
	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	二
	指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	三

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正…………… 一四

## ○規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十三号

### 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第七条第一号中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第八条第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第九条第三号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第九条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十四号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第七条の二第一号中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第八条第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第九条第三号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第九条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十一条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十五号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第十八条第三項に規定する」を「第十八条第四項の規定による」に改め、同条第四号中「第三十二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同条第五号中「第三十四条第二項の」を「第三十四条第三項の規定による」に改め、「の同条第三項」を削る。

第六条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「前項」を「前項各号」に、「ファイルへの」を「ファイル又は電磁的記録媒体の」に改め、同条第三項第二号中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加える。

第七条の二第一号中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第九条第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十条第三号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十条の二第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十三条第二号中「第三十二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同条第三号中「第三十四条第二項の」を「第三十四条第三項の規定による」に改め、「同条第三項」を削る。

第十四条中「条例第十条第二項」との下に「、同条第三号中「第十八条第四項」とあるのは「第四十三条において準用する条例第十八条第四項」と、同条第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する条例第三十二条第二項」と、同条第五号中「第三十四条第三項」とあるのは「第四十三条において準用する条例第三十四条第三項」と」を加える。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十六号

#### 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「ファイルへの」を「ファイル又は電磁的記録媒体の」に改め、同条第三項第二号中「ファイ

ル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加える。

#### 第五条 次のように改める。

#### 第五条 削除

第七条の二第一号中「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第七条の三第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第八条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第二十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八条の二中「前節」の下に「(第五条を除く。)」を加え、「第五条中「第二十四条」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十四条」と、同条第一号中「第二十五条第一項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十五条第一項」と」を削り、「同条第三号中」の下に「「第二十四条第四号」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十四条第四号」と、同条第四号中」を加え、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

第十条中「から第八条」を「及び第六条から第八条」に改め、「第五条中「第二十四条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十四条」と、同条第一号中「第二十五条第一項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十五条第一項」と」を削り、「同条第三号中」の下に「「第二十四条第四号」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十四条第四号」と、同条第四号中」を加え、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

第十二条 次のように改める。

#### 第十二条 削除

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)

第十四条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第五十五条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第十六条中「及び第十一条から第十四条まで」を「、第十一条、第十三条及び第十四条」に改め、「、第十二条中「第五十五条」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十五条」とを削り、「同条第一号から第四号までの規定」を「同条第一号」に改め、「第六十四条」との下に「、同条第二号中「第五十五条第四号」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十五条第四号」と、同条第三号から第五号までの規定中「第六十条」とあるのは「第六十四条」とを加える。

第十七条を次のように改める。

#### 第十七条 削除

第十九条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 条例第七十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二十一条を次のように改める。

#### 第二十一条 削除

第二十三条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第八十六条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二十五条を次のように改める。

#### 第二十五条 削除

第二十七条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を

「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第九十六条第一項第五号、同条第二項第四号及び同条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十一条を次のように改める。

#### 第三十一条 削除

第三十二条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第三十三条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号中「第一百二十二条の二第二項に規定する」を「第一百二十二条の三第二項の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第一百六条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十五条中「及び第三十条」を「、第三十条及び第三十二条」に改め、「、第三十一条中「第一百六条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第一百六条」と、同条第一号中「第一百七条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第一百七条」と、同条第二号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」とを削り、「同条第二号から第四号までの規定」を「同条第二号」に、「同条第五号中「第一百二十二条の二第二項」を「同条第三号中「第一百六条第四号」とあるのは「第一百六条において準用する第一百六条第四号」と、同条第四号及び第五号中「第一百十四条」とあるのは「第一百六条」と、同条第六号中「第一百十二条の三第二項」に、「条例第一百十二条の二第二項」を「条例第一百十二条の三第二項」に改める。

第四十一条中「及び第三十条」を「、第三十条及び第三十二条」に改め、「、第三十一条中「第一百六条」とあるのは「第一百三十六条において準用する条例第一百六条」と、同条第一号中「第一百七条」とあるのは「第一百三十六条において準用する条例第一百七条」とを削り、「同条第一号から第四号までの規定」を「同条第二号」に改め、「第一百三十六条」との下に「、同条第三号中「第一百六条第四号」とあるのは「第一百三十六条において準用する条例第

「百六条第四号」と、同条第四号及び第五号中「第百十四条」とあるのは「第百三十六条」と、同条第六号中「第百十二条の第三第二項」とあるのは「第百三十六条において準用する条例第百十二条の第三第二項」とを加える。

第四十二条を次のように改める。

#### 第四十二条 削除

第四十三条の二第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第四十四条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第百四十一条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十一条第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六十条第二項中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

第六十二条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第六十三条第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六十七条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七十一条の二第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第七十三条第二号から第七号まで及び第七十七条第二号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十一条を次のように改める。

#### 第八十一条 削除

第八十二条の二第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第八十三条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第百五十六条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十五条中「及び第七十九条」を「第七十九条、第八十条及び第八十二条」に改め、「第八十一条中「第百五十六条」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第百五十六条」と、同条第一号中「第百五十七条第一項」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第百五十七条第一項」とを削り、「同条第三号中」の下に「第百五十六条第七号」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第百五十六条第七号」と、同条第四号中「を加え、「同条第四号から第六号」を「同条第五号から第七号」に改める。

第八十八条を次のように改める。

#### 第八十八条 削除

第八十九条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第百七十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条、第四十二条及び第四十四条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十七号

**指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

**規則の一部を改正する規則**

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五号第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「ファイルへの」を「ファイル又は電磁的記録媒体の」に改め、同条第三項第二号中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加える。

第六号の二第一号中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第八号第一号中「同一敷地内にある」を削る。

第十号第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十一号第三号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十二号第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十四号の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十八号

**介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六号第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「ファイルへの」を「ファイル又は電磁的記録媒体の」に改め、同条第三項第二号中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加える。

第七号の二第一号中「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第九号第二項中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

第十号第一号中「同一敷地内にある」を削る。

第十二号第一号中「又は」を「及び」に改め、「（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十二条第二号中「又は」を「及び」に改める。

第十三条第三号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十三条の二第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十四条第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十六条の二第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十九号

#### 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第八号)は、廃止する。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十号

#### 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同

条第二項中「ファイルへの」を「ファイル又は電磁的記録媒体の」に改め、同条第三項第二号中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加える。

第十三条の二第一号中「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十三条の三第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十四条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第六十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

#### 第十五条及び第十六条 削除

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)

第十七条中「第十二条から第十四条まで及び前条」を「及び第十二条から第十四条まで」に改め、「条例第五十七条第二項」との下に「同条第一号中「第五十二条の十三第二項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十二条の十三第二項」と、同条第二号中「第六十条第四号」とあるのは「第六十四条において準用する条例第六十条第四号」と、同条第三号中「第五十三条の三」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十三条の三」と、同条第四号中「第五十六条の八第二項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十六条の八第二項」と、同条第五号中「第五十六条の十第二項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十六条の十第二項」とを加える。

第十九条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 条例第七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二十一条を次のように改める。

#### 第二十一条 削除

第二十三条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第八十八条第十二号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二十五条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

第二十七条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第九十七条第一項第四号、同条第二項第四号及び同条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二十九条を次のように改める。

#### 第二十九条 削除

第三十九条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第四十条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第二百二十七条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十二条を次のように改める。

#### 第四十二条 削除

第四十八条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第四十九条第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六十条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第六十一条第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六十四条第二項中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

第六十七条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七十一条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる



きるものとする。

第七十三条第二号から第七号まで及び第七十八条第二号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十二条の二第一号中「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第八十三条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第二百五十二条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十五条を次のように改める。

#### 第八十五条 削除

第八十六条中「、第八十条から」を「及び第八十条から」に改め、「及び第八十五条」を削り、「同条第二号中」を「同条第二号中」「第二百五十二条第九号」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百五十二条第九号」と、同条第三号中「に、同条第三号」を「同条第四号」に、「第八十五条中」「第二百五十二条」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百五十二条」を「同条第七号中」「第二百五十三条第一項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百五十三条第一項」に改める。

第八十九条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第二百六十六条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十一条を次のように改める。

#### 第九十一条 削除

第二条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

#### 第二十五条 削除

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十七条、第二十九条、第四十条及び第四十二条の改正規定並びに第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 大分県規則第三十一条

#### 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

#### 則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年大分県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「ファイルへの」を「ファイル又は電磁的記録媒体の」に改め、同条第三項第二号中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加える。

第八条第一号中「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十条第二項中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期入所

療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

第十一条第一号中「同一敷地内にある」を削る。

第十三条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条第一項第一号中「又は」を「及び」に改め、「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十三条第一項第二号中「又は」を「及び」に改める。

第十四条第三号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十四条の二第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第十五条第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十八条第一号中「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第三十二号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの」を「指定居宅介護の提供に当たるとして子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」に、「指定居宅介護等の提供に当たるとして定める告示」を「指定居宅介護の提供に当たるとして定める告示」に改める。

第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第六条第一項中「前二条」を「第三条から前条まで」に改め、「この場合において」の下に、「第三条中「第六条第一項」とあるのは「第八条において準用する条例第六条第一項」とを加え、同条第二項中「前二条」を「第三条から前条まで」に改め、「この場合において」の下に、「第三条中「第六条第一項」とあるのは「第八条において準用する条例第六条第一項」とを加える。

第七条第一項中「指定居宅介護等の提供に当たるとして定める告示」を「指定居宅介護の提供に当たるとして定める告示」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又は子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に改める。

第十二条中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に改める。

第十三条中「第六十条第十一項」を「第六十条の二第二項」に改める。

第二十条及び第二十条の二中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第六十条第十一項」を「第六十条の二第二項」に改める。

第二十八条中「指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」を「指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

第三十七条中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第六十条第十一項」を「第六十条の二第二項」に改める。

第三十七条の二中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第四百四十八条の四」を「第四百四十八条の五」に、「第六十条第十一項」を「第六十条の二第二項」に改める。

第四十三条、第四十三条の二及び第四十七条中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第六十条第十一項」を「第六十条の二第二項」に改める。

第四十九条の三の表の労働時間の部の一の項中「締結していた利用者」の下に「（通常の事業所に雇用されている利用者であつて当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受ける者を除く。）」を加え、「八十」を「九十」に改め、同部の二の項中「七十」を「八十」に改め、同部の三の項中「五十五」を「六十五」に改め、同部の四の項中「四十五」を「五十五」に改め、同表の生産活動の部の四の項中「五」を「マイナス十」に改め、同項を同部の五の項とし、同部の三の項中「第一号」を「前三項」に改め、同項を同部の四の項とし、同部の二の項中「前号」を「前二項」に、「二十五」を「四十」に改め、同項を同部の三の項とし、同部の一の項中「（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）」、「（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）」及び「（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）」を削り、「あること」の下に「（前項に該当する場合を除く。）」を加え、同項を同部の二の項とし、同部に一の項として次のように加える。

一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）、「前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）」及び「前々々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々々年度をいう。以下同じ。）」の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者へ支払う賃金の総額以上であること。	六十
--	----

第四十九条の三の表の生産活動の部に次のように加える。

六 前年度、前々年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者へ支払う賃金の総額に満たないこと。	マイナ ス二十
--	------------

第四十九条の三の表の多様な働き方の部の一の項中「（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）」を削り、「この項」を「この部」に、「八点上」を「五点上」に、「三十五」を「十五」に改め、同部の二の項中「六又七点」を「三又四点」に、「二十五」を「五」に改め、同部の三の項中「一点以上五点以下」を「二点以下」に、「十五」を「零」に改め、同表の支援力向上のための取組の部の一の項中「のうち五つの項目について、それぞれ当該項目に掲げる場合にに応じて算定した点数の合

計（以下この項において「合計点数」という。）が八点以上」を「に掲げる支援力向上のための取組を行っていることをそれぞれ一点として算定した点数の合計（以下この部において「合計点数」という。）が五点以上」に改め、同項イ中「への当該職員の参加状況」を「当該職員の一人以上が参加していること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ロ中「発表した回数」を「一回以上発表していること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ハ中「先進的事業者」を「就労継続支援A型事業者等の職員が先進的事業者」に、「視察等の実施状況」を「視察若しくは先進的事業者における実習を行い、又は当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察若しくは実習を受け入れていること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ニ中「参加した回数」を「一回以上参加していること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ホ中「周知している場合」二点を「周知していること。」に改め、同項ヘを次のように改める。

へ 介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者を配置していること。

第四十九条の三の表の支援力向上のための取組の部の一の項ト中「公表している場合」二点を「公表していること。」に改め、同項チ中「受けている場合」二点を「受けていること。」に、「三十五」を「十」に改め、同部の二の項中「六又七点」を「三又四点」に、「二十五」を「五」に改め、同部の三の項中「一点以上五点以下」を「二点以下」に、「十五」を「零」に改め、同表に次のように加える。

経営改善計画	条例第七十九條第二項又は障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第七十九條第二項の規定に違反し、知事から経営改善計画の提出を求められた場合において、指定期限までに当該経営改善計画を提出していないこと。	マイナ ス五十
利用者の知識・能力の向上	前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上のための支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していること。	十

第五十条、第五十一条及び第五十三条中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第六十条第十一項」を「第六十条の二第二項」に改める。  
第五十三条の二中「第九十三條の六」を「第九十三條の六第一項」に改める。  
第五十三条の五中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に改める。  
第五十三条の六中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第六十条第十一項」を「第六十条の二第二項」に、「第九十三條の六」を「第九十三條の六第一項」に改める。

第五十三条の九中「第九十七条の六」を「第九十七条の六第一項」に改める。

第五十四条中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に改める。

第五十四条の二第四号中「前項」を「前号」に改める。

第五十四条の三及び第五十四条の六中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第九十七条の六」を「第九十七条の六第一項」に改める。

第五十七条第一項中「第六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「第六十条第十一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

附則第三項及び第四項中「第五十三条の二第五号」を「第五十三条の七第五号」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十三号

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

第八条中「第二十七条第十一項」を「第二十七条の二第一項」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十四号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一

部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十七条第九項」を「第十七条第十項」に改める。  
第七条中「第十七条第十一項」を「第十七条の二第一項」に改める。

第九条中「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に改める。

第十二条、第十三条、第十六条及び第十七条中「第十七条第九項」を「第十七条第十項」に、「第十七条第十一項」を「第十七条の二第一項」に改める。

第十七条の三の表の労働時間の部の一の項中「締結していた利用者」の下に「（通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受ける者を除く。）」を加え、「八十」を「九十」に改め、同部の二の項中「七十」を「八十」に改め、同部の三の項中「五十五」を「六十五」に改め、同部の四の項中「四十五」を「五十五」に改め、同表の生産活動の部の四の項中「五」を「マイナス十」に改め、同項を同部の五の項とし、同部の三の項中「第一号」を「前三項」に改め、同項を同部の四の項とし、同部の二の項中「前号」を「前二項」に、「二十五」を「四十」に改め、同項を同部の三の項とし、同部の一の項中「（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）」、「（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）」及び「（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）」を削り、「あること」の下に「（前項に該当する場合を除く。）」を加え、同項を同部の二の項とし、同部に一の項として次のように加える。

- 一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）、「前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）」及び「前々々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々々年度をいう。以下同じ。）」の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。

第十七条の三の表の生産活動の部に次のように加える。

六十

六 前年度、前々年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支が必ずしも当該各年度に利用者へ支払う賃金の総額に満たないこと。 マイナ  
ス二十

第十七条の三の表の多様な働き方の部の一の項中「(五)点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。」を削り、「この項」を「この部」に、「八点上」を「五点上」に、「三十五」を「十五」に改め、同部の二の項中「六点又は七点上」を「三点又は四点上」に、「二十五」を「五」に改め、同部の三の項中「一点以上五点以下」を「二点以下」に、「十五」を「零」に改め、同表の支援力向上のための取組の部の一の項中「のうち五つの項目について、それぞれ当該項目に掲げる場合に応じて算定した点数の合計(以下この項において「合計点数」という。)(が八点以上)」を「に掲げる支援力向上のための取組を行っていることをそれぞれ一点として算定した点数の合計(以下この部において「合計点数」という。)(が五点以上)」に、同項イ中「への当該職員の参加状況」を「に当該職員の一人以上が参加していること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ロ中「発表した回数」を「一回以上発表していること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ハ中「先進的事業者」を「就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者」に、「視察等の実施状況」を「視察若しくは先進的事業者における実習を行い、又は当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察若しくは実習を受け入れていること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ニ中「参加した回数」を「一回以上参加していること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同項ホ中「周知している場合」を「周知していること。」に改め、同項ヘを次のように改める。

ヘ 介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者を配置していること。

第十七条の三の表の支援力向上のための取組の部の一の項中「公表している場合」を「公表していること。」に改め、同項チ中「受けている場合」を「受けていること。」に、「三十五」を「十」に改め、同部の二の項中「六点又は七点」を「三点又は四点」に、「二十五」を「五」に改め、同部の三の項中「一点以上五点以下」を「二点以下」に、「十五」を「零」に改め、同表に次のように加える。

経営改善 計画	<p>条例第七十九条第二項又は指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十二号)第七十九条第二項の規定に違反し、知事から経営改善計画の提出を求められた場合において、指定の期限までに当該経営改善計画を提出していないこと。</p>	マイナ ス五十
------------	---	------------

利用者の前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上のための支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していること。

第二十条及び第二十一条中「第十七条第九項」を「第十七条第十項」に、「第十七条第十項」を「第十七条の二第二項」に改める。

**附則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十五号

**障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

**正する規則**

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十九条第九項」を「第十九条第十項」に改める。

第十条中「第十九条第十項」を「第十九条の二第一項」に改める。

**附則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十六号

**指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

**指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則**

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「。第十条第二項において「利用料等に関する指針」という。」を削る。

第五条及び第八条中「第二十八条第十一項」を「第二十八条の二第二項」に改める。

第九条の見出しを「（基準該当児童発達支援の事業に関する準用）」に改め、同条中「第二十八条第十一項」を「第二十八条の二第二項」に改める。

第十条から第十二条までを削る。

第十三条中「第二十八条第十一項」を「第二十八条の二第二項」に改め、「条例第二十二條第一項」との下に「、同条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」とを加え、同条を第十條とする。

第十四条中「第二十八条第十一項」を「第二十八条の二第二項」に改め、「条例第二十二條第一項」との下に「、同条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」とを加え、同条を第十一條とする。

第十五条中「第二十八条第十一項」を「第二十八条の二第二項」に改め、「条例第二十二條第一項」との下に「、同条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」とを加え、同条を第十二條とし、第十六條を第十三條とする。

第十七条中「第二十八条第十一項」を「第二十八条の二第二項」に改め、「条例第二十二條第一項」との下に「、同条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」とを加え、同条を第十四條とする。

第十八条中「第十六條」を「第十三條」に改め、「第二十八条第十一項」を「第二十八条の二第一項」に改め、「条例第二十二條第一項」との下に「、同条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とを加え、同条を第十五條とする。

第十九条中「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」を「子ども家庭庁長官が定める離島その他の地域」に改め、同条を第十六條とし、第二十條を第十七條とする。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第三十七号

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十二條第十一項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

第六条第一項中「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一條の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一條の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める給付金」に改める。

第八条第一号中「入所支援計画」を「入所支援計画及び移行支援計画」に改める。

第十条中「第二十二條第十一項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。